

妊娠がわかったら

安心して出産するために

担当：保健福祉課母子保健係 保健師 2-3381

母子健康手帳の交付

妊娠が分かったら、なるべく早く妊娠の届出をしましょう。

医療機関発行の妊娠届出書と印鑑を持参のうえ、保健福祉センター窓口へ届出して下さい。

妊娠届を受理した後、母子健康手帳を交付します。

《受付時間》 平日 8:30~17:15

(母子手帳交付には20分ほどお時間をいただきます)

妊産婦健康診査・新生児聴覚検査費用の助成

妊娠中～出産後の定期健康診査及び新生児聴覚検査について公費助成が受けられます。

妊娠届を受理した後、下記の受診票を交付します。

- ◎ 妊婦一般健康診査受診票(14回分)・超音波検査受診票(11回分)
- ◎ 産婦健康診査受診票(2回分)
- ◎ 新生児聴覚検査受診票(1回分)



里帰りなどにより道外医療機関で健診・検査を受ける場合は、一旦料金を全額支払っていただき、後日公費負担分払い戻しを受けることとなります(申請が必要です)。詳しくは母子手帳とともにお渡しするリーフレット「妊産婦健康診査・超音波検査・新生児聴覚検査の助成について」をご覧ください。

妊婦訪問 ※両親教室についても個別で対応します

妊娠中の体調や出産子育てについて悩みがある妊婦さんの自宅に伺い、相談に応じることができます。

ご希望の方は下記までご連絡下さい。訪問時期は相談のうえ決めましょう。

助成制度

妊産婦安心出産支援事業(健診等における交通費・宿泊費助成)

内容	健診(妊婦健診～産後1ヶ月健診まで)や出産準備のため、奥尻町から町外の医療機関に通院した際の交通費・宿泊費を一部助成します(※里帰り先からの通院は助成対象外です)。詳しくは母子手帳とともにお渡しするリーフレット「奥尻町妊産婦安心出産支援事業の助成について」をご覧ください。
担当	保健福祉課母子保健係 保健師(保健福祉センター) 電話2-3381

妊産婦離島航路運賃割引

内容	健診(妊婦健診～産後1ヶ月健診まで)や出産準備のため、フェリーを利用する場合に助成を受けられます。妊産婦用割引券を提示することで島民割引より安く利用できます。
手続方法	役場または青苗支所で割引券を交付しています。申請の際は、必ず母子手帳をお持ち下さい。(※町内会長宅では交付していませんので、ご注意下さい)
担当	地域政策課住民生活係(役場本庁舎) 電話2-3404

赤ちゃんが生まれたら

出産後に必要な手続き

役場本庁舎または青苗支所でまとめて手続きできます。

出生届

内容	出生後、生まれた日を含めて14日以内に届出しましょう。出生証明書、印鑑、母子手帳、保険証（国保加入者のみ）を持参のうえ、役場（総務課戸籍係の窓口）に届出して下さい。届出人は出生児の保護者（父または母）になります。 ※届出は、奥尻町役場以外に本籍地・出生地・里帰り先の市区町村でも可能です。
担当	総務課戸籍係（役場本庁舎） 電話2-3402

子ども医療費助成

内容	中学生までのお子さんについて、健康保険適用分の医療費が一部助成されます（ただし、入院時の食事代・薬の容器代・健康診断の費用は助成対象外）。出生届出後、役場（国保年金係の窓口）で受給資格の申請を行ってください。 助成内容や申請に必要な書類など詳しいことは、奥尻町HPをご覧ください。下記までお問い合わせ下さい。
担当	税務国保課国保年金係（役場本庁舎）電話2-3406

乳児栄養強化給付金

内容	正しい食生活普及のため、奥尻町在住の妊婦が出産した場合、出生児1人につき3万円の給付金を支給します。支給を受けるには手続きが必要です。出生届出後、役場（国保年金係の窓口）、青苗支所、保健福祉センターのいずれかの窓口で申請して下さい。 期限はありませんが、出生届出後早期に申請いただきますようご協力をお願いします。 《申請に必要な書類等》 ○乳児栄養強化給付金支給申請書（各窓口で用意しています） ○保護者の通帳 ○印鑑
担当	保健福祉課母子保健係（保健福祉センター内） 電話2-3381



新生児産婦訪問

生後3ヶ月までの赤ちゃんがいる全てのご家庭に、保健師が訪問し、赤ちゃんの身体計測や育ちをみたり、赤ちゃんとお母さんの健康や子育てについてお話を伺います。その他、予防接種や健診のご案内もさせていただきます。出生届出確認後、訪問日時の調整のため、保健師から連絡させていただきます。

※町外に長期滞在される方には、滞在先市町村へ訪問依頼することも可能です。

※希望があれば、奥尻町に里帰りされている方への訪問も行います。



ベビー用品の無料レンタル

保健福祉センターでは、下記のを無料で貸し出ししています。

※ベビーシート・チャイルドシート・ジュニアシートについては、利用後クリーニングをお願いしています。

対象用品	申請に必要なもの	担当係
ベビーバス ①居間で使える大きめのタイプ ②台所や洗面台のシンクに入れて使える小さめのタイプ	特になし	母子保健係 (保健師)
ベビーシート 0～1歳(体重10kg未満)、寝かせる姿勢で使用	○申請書 (保健福祉センターにあります) ○印鑑 ○母子手帳または健康保険証	福祉介護係
チャイルドシート 1～4歳(体重9～18kg未満)、座った姿勢で使用		
ジュニアシート 4～10歳(体重10～36kg未満)、お尻の位置を高くして大人用のシートベルトをかけて使用		

誕生お祝いギフト・子どもノートの進呈

町では、新生児産婦訪問の際に、誕生お祝いギフトと子どもノートをお渡ししています。

※町外に長期滞在される方には、滞在先へ郵送することも可能です。

※誕生お祝いギフトについては、保健福祉センター窓口での受け取りも可能です。

誕生お祝いギフトの内容・・・バスタオル、おしりナップ(本体と詰替用)、離乳食用スプーン

※内容が一部変更となる場合があります

《子どもノートとは?》

子どもを育てるお母さんご家族を応援するために、全国の保健師・栄養士が作成しました。子どもの成長発達には共通の部分があり、順序はみんな同じです。子どもノートには、その共通するところ(発達・栄養・生活リズム等)を月齢ごとにまとめています。子どもに多い病気の予防・対処方法等も載せていますので、少し先のお子さんの様子を見通して、子育ての参考にして頂けると幸いです。

共通の部分もありますが、1人1人顔も違えば個性も違います。よその子と比べて焦ったりせず、お子さん自身の育つ力を信じて、成長する姿を広い目、長い目で見てくださいね。

